

議 第 四 号

仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例を廃止する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十四年六月七日

提 出 者

議 員

嗟 峨

サダ子

〃

花 木

則 彰

〃

ふなやま

由 美

〃

高 見

のり子

〃

すげの

直 子

〃

庄 司

あかり

賛 成 者

議 員

ふるくぼ

和 子

仙台市議会議長

佐藤 正昭 様

仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例を廃止する条例

仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例（平成二十二年仙台市条例第四十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

敬老乗車証の交付により、高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者の福祉の増進を図るといふ仙台市敬老乗車証条例の本来の目的を今後とも変わらぬ維持し、着実に達成するため、現行条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。